

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取されることのないようお願いいたします。

○石田委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

谷垣法務大臣を初め、法務省政務三役の皆様、どうぞきょうはよろしくお願ひします。

谷垣大臣は、弁護士の大先輩でもいらっしゃいまして、いろいろな会合でお見かけするたびに、いつも私のような若輩にも丁寧に御挨拶をしていただいて、私も、いつも谷垣大臣のお人柄、本当にすばらしいなと思っていました。ぜひ法務大臣として、御見識そしてお人柄を十分に發揮していくだけで、この国の法務行政を健全に発展させていただければと思います。野党でございますから厳しいことも申しますが、よろしくお願ひします。

早速ですが、憲法改正をまずお聞きしたいと思います。

今回、大臣所信の中で、冒頭で、法の支配を守つていくんだという法務行政の目的をおっしゃつ

ています。法の支配といえば、人の支配に対立する概念でございまして、人の支配によって国家権力が簡単に人権を侵害するようなことがあってはならないということで法の支配という考え方方が生まれて、発展してきたことだと思っております。そして、その法の支配という観点からいえば、国の基本法であり、国家権力を制限する憲法というものは、やはり大事にしていかなくてはいけない。

昨今、憲法の改正の議論が盛んに行われておりますけれども、私は、憲法の改正手続、九十六条、今どうするかという議論がありますが、まずその前に、そもそも、憲法改正というのは、法の支配の観点から見て、おのずから限界があるのでないか。

例えば、憲法の三大原理と言われております基本的人権の尊重、国民主権、平和主義、こういったものは、改正の限界ということで、どのような改正手続であれ、手を触れてはいけないものではないかなというふうに考えております。ぜひ御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣 今の階委員のお問い合わせは、恐らく、国法学と申しますか、憲法理論の一番難しい課題の一つ、憲法改正の限界という問題ですよね。これは、どういう法哲学、法理学的立場に立つかによつても随分違うんだろうと思います。法実証主義的な立場に立つのか、あるいは自然法的な理論に立つのかによつても恐らく違うんだろうと思います、私も余り法哲学のことはよく存じませんが。

それで、限界があるという議論も非常に有力にございます。それはやはり、憲法制定権力にとつて根本的な価値觀は、新たな憲法制定権力が出てくれば別として、憲法制定権力のもとに生まれた憲法改正権力にはできるはずがないという理論の組み立て方だろうと思います。

他方、事実的に改正されてしまつては、これはもう一つの極端な考え方でございますが、事実的に改正された場合、それを否定するわけにもいかないだろうという考え方もあると思います。むしろ、これは私も実はそういう見解の判断をするだけの学識はございませんが、例えば、そのときの理念的な見解によって余り限界を立ててしまうと、それが不都合が生じたときに、実力でもつてぶち壊そうという動きも出てくるというような議論もかつて聞いたことがございます。

したがつて、極めて難しい問題であるというふうに私は存じておりますし、階先生の問題意識にどうも正面から答えていいような気がいたしませんが、今のところそのように考えております。ただし、九十六条の改正要件の話に移りますけれども、今三分の二という国会の発議の要件を二分の一に緩和すべきだという話なんですが、先ほど申し上げまし

たように、憲法の中の三大原理のような根幹にかかわる部分はなお厳しい要件でいくべきではないか。一方、統治機構のような話、あるいは地方自治のような話、こういったところは一定の緩和はしていいのではないか。

こういう段階的な発議要件を定める。これは諸外国でも事例があるわけでございまして、例えばスペインなどでは、憲法体制の原理、あるいは国的基本原則、基本的権利及び公的自由、国王、こういったところについては厳しい要件にしまして、それ以外については緩い要件にしている、こういう定め方もあるようでございます。

こういう憲法の条項によつて改正要件を分けるという考え方については、いかがお考えでしようか。

○谷垣国務大臣 私、今のお問い合わせに決して逃げるわけではないですが、発議をするのは、すぐれて国会の権限でございます。したがいまして、今行政の場にいる法務大臣がお答えすべきことかどうかというのも実は非常に迷うわけでござります。

ただ、この九十六条の問題は、今の日本国憲法は非常に硬性憲法である、しかも、硬性憲法の中でも極めて硬性度の高い憲法であると言われていると思います。そうなると、なかなか、現実に憲法改正が必要だと考えるか考えないかによつてもお立場が違うと思いますが、現実に改正の必要度が高いと考えたときに、余りにも硬性度が高いのではないかという議論が出てくるのは、これは法務大臣としての見解というより、一国会議員とし

て、あるいは一個人としての感じでござります。そういう中で、やはり改正条項のあり方というのは国会でしっかりと議論いただくべきことで、法務大臣としてはこれ以上の言及は差し控えたいと思います。

○階委員 様立場はわかつていますが、せつかくなので、もう一つだけお聞かせください。

今、九十六条をまず先行して改正すべきという議論がありますけれども、この九十六条であれ何であれ、国民投票をするということになると経費も八百億程度かかると言われております。

また、学者さんによつては、これは慶應の小林教授という方ですが、発議要件の緩和というのは、何に使うかわからないけれども、私にピストルをくれと言つてゐるようなものだと。したがつて、小林さんは、むしろ積極的に改憲を唱えている方なんですが、真に説得力のある改憲案を提案して、これを国民投票にかけるべきだと。真に説得力のあるというのは、その実体の部分の改正案を提示して国民投票にかけるべきだということで、九十六条だけを先行して、それだけを取り出して国民投票にかけるということに対しても批判的な見解を述べられています。

いろいろ考え方があるだろうと思ひます。日本人は、明治以来、憲法改正というのは今は国会でしつかり議論いただくべきことでござります。そのときには、駐留軍がいるときではないかとか、いろいろな議論があるわけでございますね。それに対してどうなさるか、せつかくですでの御見解をお願いします。

日本国憲法をつくったときだけでござります。それもいろいろな議論が、つまり、マッカーサー、第一條から、あるいは前文から最後まで全部一括かけたような、一々くりにしたような憲法改正の発議が果たしてできるものだらうかという思いは私ははずつとございました。

そうすると、一つは、九十六条というところか

ら議論を始めるという議論の仕方もあるだらうなと。あるいは別に、多くの方々が、憲法に関するイデオロギーや評価は別として、こういうあたりは、やはり長い運用の中で、現実的にちょっと不便や無理もあるねと思うところからやっていくのか、いろいろな考え方があるんだろうと私は思います。ぜひ、国会の憲法審査会の中で、そういう面も含めて御議論をいただけたらと思つてはいるところでござります。

○階委員 まさに全体を変えるというのは大変なるか、せつかくですでの御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣 これもなかなか法務大臣として御答弁をするということにはならないと思います。ただ、私、実は、自民党総裁の時代に自民党としての憲法改正案をまとめたわけでござります。そつてのとき思いましたのは、憲法改正に関してもいろいろなことを思いました。

参の役割分担ということなどは、もしですけれども、九十六条を改正するのであれば、それとセットにして国民投票するべきではないかなというふうに思っています。

私の考えはそこまでとしまして、次に、憲法ではなくて民法の話に移っていきます。

民法については、今の大臣のお話からすると、逆に、民法というのは、膨大な法律を一遍に変えようという話なんですね。これが果たして国会での審議あるいは国民の理解という意味でたえ得るものかどうかという疑問をまず私は持っています。その上で、個別の気になるところを二点ほどお伺いします。

まず、約款ということは、今回、民法の中で初めて明文規定が設けられるような中間試案が先日ございました。この中間試案の約款に関する部分を見させていただきますと、不意打ち条項という規定が設けられておりまして、この不意打ち条項は、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他、当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは契約の内容とはならないというようなくだりがあります。

私は、実務的なことをいろいろな方からお聞きしますと、特に金融機関なんかでは、複雑な金融商品を説明する際に、説明資料で御説明する。ポイントとかを使って御説明します。約款といふのはほとんど触れないというか、むしろ触れることは、お客様にとって何の理解の向上にもつながらないし、迷惑がられるということで、実務上

は説明資料を使うんだそうです。

その結果、もし今のお意打ち条項というのが入った場合に、今度は説明資料も、約款の条項が漏れなく説明の方にも入るよう、非常に細かくなつて、何のための説明資料かわからなくなるというような危惧が寄せられていました。

こういう不意打ち条項についてというか、そもそも約款の規定のあり方について、大臣の御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣 法制審議会の民法部会では、委員御指摘のように、約款に関する規定を新たに設けられないかという議論が行われております。これに対しても、やはりさまざまな議論というか懸念もあることも事実です。

一方において、誰も読まないようなと言うといけませんが、思われる条項があつて、ああこんなだつたのかと予期せざることが起つてしまつた、それがとんでもない負担を招くようなものであつたりすれば、それはおかしいねという議論があるのはよくわかりますが、他方、委員が御指摘されたような、実務上のいろいろな懸念があるぞというお考えもあります。

実は、そこから先、私、申し上げにくいんです。私は今法務大臣で、法務大臣というのは法制審議会に諮問しておりますから、諮問して、議論していただいておりますのにあれこれと言うのは大変難しくうござります。

そこで、中間試案が二月に取りまとめられまして、今後、パブリックコメントに付される予定でございますので、パブリックコメントでどういう議論が出てくるのかについて、引き続き検討」とあります。この「いわゆる経営者」であるものを除き、無効とすます。今、経営者と申しましたが、実は、この中間試案を見ますと、「保証人が主たる債務者の「いわゆる経営者」であるものを除き、無効とするかどうかについて、引き続き検討」とあります。一方では、個人がどこまで保証で

議論が出てくるのか、そういう実務運用の中からどういうお考えが出てくるのか、そういうことも十分に考慮に入れながら今後の議論を進めていくてほしい、このように思っております。

○階委員 ゼビ、こういう問題があるということを御認識いただいて、適宜対応をお願いいたします。

もう一点、債権法改正で、今回の目玉となるのは保証人の保護ということでございます。

私も、保証人の規定については、過度な保証人の責任というのではなくなりだらうと思つていました。特に、一般的な個人が保証する場合、見返りなしで、経済的なメリットがなく、リスクだけを負う。ある日突然、債務者がお金を返せなくなつたからということで、何も見返りを得ていなかつた保証人が責任だけを負わされるというのは私はおかしいだらうと思つて、リターンなくしてリスクなしという立場から、一般的な個人の保証はなくすべきだと思つていました。

今回、個人については、経営者の範囲で保証は認めようということが大きな方向性だと思つていますが、今、経営者と申しましたが、実は、この中間試案を見ますと、「保証人が主たる債務者の「いわゆる経営者」であるものを除き、無効とするかどうかについて、引き続き検討」とあります。この「いわゆる」という言葉の定義というか、「いわゆる経営者」というか、曖昧な言葉に対することによつて、一方では、個人がどこまで保証で

きるのかどうか金融機関を初めとした事業者の側でも悩ましいですし、また、この「いわゆる」ということが付されたことを奇貨として不間に保証を課していこうという悪質な事業者がいるかもしれません。

そこで、「いわゆる経営者」の範囲というのを明確にする必要があると思つていまして、この点についても御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣 先ほど宮澤委員も個人保証の問題についてお触れになりました。

一方で、やはり、現実にいろいろ活動していくための血液というのは資金でございますから、それを獲得するために自分の信用で足らざる部分を補う手段というのがなければ、経済は動かなくなってしまうだろう。しかし、他方で、そのためになつてしまふリスクをしょい込み過ぎて再起も何もかなわない、それで悲惨な末路を遂げるというようなこともあつてはならない。

それで、今、確かに中間の案が出ておりますが、まだ方向性があれで完全に決まり切つたわけではありません。これから議論をさらに進めていかなければやならないわけでござります。

そして、委員のお話のように、「いわゆる」というのは定義は何かと言われても、いわゆるとか言いようがないのでございますが、要するに、経営者の個人保証あるいはそれに準ずるものといふようにやつていったときに、どこまでそれが含まれるのかというのが余り不明確になつてしまふ、これはまた別な混乱を呼び起こすと思います。それらを含めて今後議論を詰めていただくという

ことではないかと思います。

済みません。個人保証を言われたのは、ふくださんがおつしやつたんですね。宮澤さん、済みません、間違えました。

○階委員 ゼひこの点も問題意識をお持ちいただいて、適宜対応をお願いします。

別の論点に行きますが、取り調べの可視化です。先般、一月に、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会というところで基本構想というものが提出されました。この基本構想、私もざつと読んでみましたけれども、そもそもこの基本構想が書き上げられる経緯として、あの村木事件というものを初め、特捜部などの検察の不祥事が相次いだということがありました。

検察の不祥事というのも、まさに密室の取り調べの中でいろいろなことが行われていたということで、そういう問題意識もあって、大臣の諮問に応じて、この部会の中での検討が進められてきました。

その中で、今回、取り調べの可視化についても言及がされているわけですが、この取り調べの可視化の関係のところを見渡しても、そもそもこの取り調べの可視化を通じて検察の信頼回復に努めていくんだという視点が抜け落ちているような気がします。

出発点である検察の信頼回復というのがないと、ここに書かれている、まさに両論併記といいますか、一方で可視化を積極的に進めるようなことを言いつつも、一方で取り調べ官の裁量に委ねるといったような微温的なやり方も書かれているとい

うことではございまして、このような検討の仕方だと、私は、そもそもこの取り組みの趣旨が損なわれるのではないかと思っています。

その点について御見解をお願いします。

○谷垣国務大臣 今、階委員から、今の刑事司法制度特別部会の審議の進め方について御批判があつたわけでござります。

確かに、委員のおつしやるよう、これの一番最初のきっかけは、大阪地検特捜部のもうもうの事件、村木事件等々が発端になりまして、検察の信頼をいかに回復するか、検察の在り方検討会議というのがあつたわけですね。それを踏まえて、今、法制審議会の中で新時代の刑事司法制度特別部会というのが行われております。

それで、委員のおつしやるよう、最初、検察の在り方検討会議というのが一つのきっかけとなつたことは間違いありませんし、その問題意識というのは当然踏まえなければいけないと思います。

しかし、それと同時に、この新時代の刑事司法制度特別部会というのは、やはり時代の変遷に伴つて、いかに新しい検査手法があり得るかということ、検察の在り方検討会議の議論だけではないものも含まれながら、議論が進められていると思つております。

そして、この特別部会は、在り方検討会議の委員を務められた方を含めまして、さらにいろいろな方に入つていただいて議論を進めております。それから、ヒアリングなどを通じまして、このヒアリングも、いろいろな刑事事件、もちろん村

本事件の御関係の方もおりますし、いろいろな方のヒアリングもささらに積み重ねているところでございまして、これは私は、検察の在り方検討会議で始まつた問題意識を十分踏まえながら進められているものと思っておりますし、また、今後そうでなければいけないと思います。

○階委員 ゼひそこは、検察というのは非常に独立性の強い組織で、ちょっと政務が目を離すと独善的になります。

実は、今回、所信の中でも気になるところがありました。というのは、今の取り調べの可視化の話と検察改革のための取り組みというのが、別の段落に分けて書かれているんですね。

検察改革の方は、刑事司法制度を国民からより一層支持、信頼されるものとするため、検察の改革のための取り組みを着実に実施してまいります、こういう抽象的な一文が書かれているだけであつて、その中で取り調べの録音・録画制度の導入とかというのは本来位置づけられるべきところ、そこは切り離されて、まさに今おっしゃったような、新時代に即した刑事司法制度を構築するための一つのツールとして位置づけられているんですね。

そういうところはぜひ目をつけていただいて、検察が独善的になりそうになつたらしくなりチェックしていただきたいと思つております。

そういうことを踏まえまして、先ほどもちよつと触れましたが、この基本構想の中で、二つ案がありますといふことで、一つは、「一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける。」ここでも、

「一定の例外事由」とか「原則として、」というちょっと緩めるような表現はあります、これはこれとして、問題なのはもう一つの方です。

もう一つの案というのは、「録音・録画の対象とする範囲は、取調べ官の一定の裁量に委ねるものとする。」ということなので、これはまさにお手盛りといいますか、取り調べ官が自分の都合のいいところだけを抜き出して録音、録画されると、かえつて被疑者あるいは被告人の人権保護に資するどころかマイナスになるのではないかと思つて

います。

ちなみに、私の地元で最近注目すべき裁判所の決定がございまして、資料一をごらんになつてください。

盛岡地裁の案件でございまして、最後の七、八行のところなんですが、「取り調べ最終盤の約五分半の映像については「内容を分かつていたのか、疑問を差し挟まざるを得ない。一方的な確認、録音でいささか恣意的。公正さに疑いがある」などと裁判長から指摘されたということでございま

す。

こういうことがありますと、むしろ、裁量で可視化をするということになると、検察の信頼回復どころか逆効果ではないか。裁判所が言われているように、検察の信頼をかえつて地におとしめるのではないかと思います。

こういった点からも、今掲げられている二案のうち後者の方については私はおかしいと思つてしまつて、ここについても大臣はきつちりチェックして是正すべきだと思いますが、いかがお考えで

しょうか。

○谷垣国務大臣 今委員が御指摘になつたように、

この基本構想では、一つは、一定の例外事由を定めつゝも、原則として、被疑者取り調べの全過程について録音、録画を義務づけるというのが一つ、それからもう一つは、その録音、録画の対象とす

る範囲を取り調べ官の一定の裁量に委ねるものとす

う、二つの制度案を念頭に置いて具体的な検討を行つていこうという趣旨でござりますね。

ただ、この基本構想は、これでもつて何らかの制度の採否や内容を確定するというものではありません。今までに、確かに、その両方の、二様の議論があつたことは事実でございますので、それまでの議論を中間的に取りまとめた、そして制度設計に向けた今後の検討の指針とするということで、これで一応まとめよう、中間まとめとして、ようということは特別部会の総意により規定されておりますが、さらにその方向性はどうしていくかということをこれで決めたわけではございません。それで、この二つの制度案を検討対象として、さらに具体的に議論を詰めていく、その上で最終的な制度のあり方を判断するということでございま

す。

私としては、先ほどもほかの件で申し上げましたけれども、今、法制審議会に諮問をしている立場でござりますので、まずは法制審議会においてどういう御議論を煮詰めていただけるか見守つてまいりたいと思っております。

○階委員 そのような検察の問題に鑑みまして、我々の政権のときから、これは制度は変えており

ませんけれども、運用の中で可視化の範囲を広げてきました。

とりわけ、検察が直接一次捜査を行う事件、直受事件と言われておりますけれども、特捜部とか特別刑事部というところが担当する事件であります。こうしたところが可視化を積極的に進めていこうということで運用に取り組んできたわけですけれども、直近で、これは事務方で結構ですが、検察直受事件の取り調べの可視化の比率と、それから、その中でも全過程を可視化している比率、二つお答えください。

○稻田政府参考人　お答え申し上げます。

検察が行います独自捜査事件に関する録音、録画の試行状況についてでございますが、直近といふことで、昨年七月に最高検察庁が検証結果を発表しておりますが、その発表以降の、昨年の春から昨年の暮までの八ヶ月間の分で申し上げますと、実施件数が七十八件、不実施であったものが四件でございます。したがいまして、実施率は約九五・一%でございます。この実施した七十八件のうち、四十八件、約六一・五%につきましては、検察官の取り調べの全過程の録音、録画が実施されたものというふうに承知しております。

○階委員　これは、前回御報告いただいたときよ

りも大分数字が上がつて來りますね。これはいい方向に來ていると思います。

運用はもう既にこういう状況でございますから、私は、これを制度化して、さらに検察の信頼回復につなげていくということを大臣として考えられたらどうかと思います。この検察直受事件の取り

調べ可視化について早期に法制化を実現することについて大臣のお考えをお伺いします。

○谷垣国務大臣　これは先ほどの御答弁の繰り返しになりますが、法制審議会でどう議論を煮詰めているだけれど、よく見守つてまいりたいと思います。

それで、一つつけ加えますと、私、先ほど田嶋委員にも御答弁を申し上げましたが、十年前、國家公安委員長をやつておりました。そのときにも、こういった可視化のような議論がございましたして、そのときは検察も警察も大変なアレルギー反応でございました。今日、今委員がお触れになつたような数字も含めまして、なるほど、可視化というのにはメリットもあるという意識は大きく進んできている、それが十年前との違いだなど私は感じております。

○階委員　可視化に対して前向きな御評価をいたいたことはありがたいと思つています。ぜひ、これからも可視化推進のためにお力を尽くしていただければと思つております。

最後のテーマ、法曹養成制度について伺います。資料をおつけしておりますけれども、資料の二とか三をごらんになつてください。

資料二の方では、まず上の段が、法科大学院の入学定員と実際に入学した方の数の対比をずっと時系列で追つたものでございます。最初だけですね、入学定員を実入学者が上回ったのは、直近で見ますと、二十四年、右端ですけれども、四千四百八十四人の定員に対し実入学者は三千百五十九百六十七人。志願者が激減しているわけですか。

最近では、法科大学院のみならず、大学の法学部も、法曹の人気が下がつてきたことも私はあると思っていますが、非常に人気が下がつてきているということも聞いています。

この法科大学院の不人気の理由について大臣はどうにお考へになつてゐるか、お聞かせください。

かなりの入件費などの法科大学院運営費に関する予算が空費されているのではないかという懸念があります。

また、法科大学院の志願者、入学者の状況とい

うことで、下段の方を見ていただきますと、まず、全体の志願者も右肩下がり、そして、社会人、非法学部出身の入学者、これは右下のグラフですけれども、こちらも、多様な法曹を養成するという当初の法科大学院設立の理念にもかかわらず、右肩下がりになつています。

そして次のページ、法科大学院に入学するためには適性試験というのを受けるわけですから、この適性試験という試験の志願者の数も、平成十五年度から始まっています。当初、大学入試センターと日弁連法務研究財団、二つの組織で同じような試験が行われていましたので、両方受けるという人が多かつたので、ここは片目に見まして、右側の大学入試センターの数字だけを御指摘しますけれども、平成十五年度で、志願者が三万九千三百五十人だった、そして受験者は三万五千五百二十一人だった。直近、一番下の平成二十四年度、

ここでは、志願者が六千四百五十七人、受験者が五千九百六十七人。志願者が激減しているわけですね。

さい。

○谷垣国務大臣 今委員が数字を、グラフを示してお示しになりましたように、志願者が減少していることは、もうこれは間違いない事実でございます。

その原因につきましては、今、法曹養成の中でいろいろ議論していただいているところですが、一つは、司法試験の合格状況、当初の見込みといいますか意気込みとは随分違うじゃないかということもあると思います。それから、弁護士の就職状況もなかなか厳しいものがあるということがある一方、法科大学院には時間的にも経済的にも相当負担がかかるんじゃないかというようなことが言われております。

それだけにとどまるかどうかわかりませんが、現在のところ、そういう指摘がされて議論が行われておりますので、新しい法曹養成制度、どうやつたら志願者がもう少し回復していくのか、より多くの優秀な人材を法曹界が吸収できるような制度全体についての検討が必要な時期に来ているのかもしれないと思っております。

○階委員

最後にお尋ねしますけれども、私は、資料の四、五というのを見ていただきたいんですけれども、法科大学院の教育水準が低いのが一つ不人気の理由ではないかと思っています。

資料四では、これはちょっと汚くて恐縮なんですが、平成二十四年の司法試験予備試験の結果です。これは法科大学院の修了レベルに達しているかどうかを見る試験なんですが、法科大学院修了者のこの試験の合格率が五・二八%になつていま

す。

一方、資料五を見ていただきたいんですが、これは平成二十四年の司法試験の方の合格率ランキングです。一番合格率が高いのはどこの法科大学院かなと思つて見ますと、実は予備試験を合格した人が一番合格率が高い。これは何を言わんとしているかというと、結局、法科大学院というのは、法科大学院に通つていない人よりも教育水準が低いのではないかということで、ここに私は根本的な原因があると思つて、そうだとすると、法科大学院をもつと厳しく教育水準を強化する方向に持つていかなくてはいけない。

そこで、一つの方策として、今、法科大学院を出ないとなかなか司法試験は受けられない、予備試験をパスすれば受けられるんですけど、それにはなかなか大変だということなので、これは競争を促すという意味で、法科大学院卒業という受験資格を撤廃すべきではないかと考えております。この点についてどう思われますか。最後にお願いします。

○石田委員長 質疑時間が終了しております。簡潔にお願いいたします。

○谷垣国務大臣

多分委員は、その言葉を申し上げるとそれがナンセンスだとおっしゃるのじやないかと今伺いながら聞いておりましたが、司法制度改革のときに、単に一回の試験で決めるのではなく、プロセスで決めていくこうという理念がございました。その理念にも私は捨てがたいものがあるなと思っておりまして、そういう観点からまいりますと、全部それを取つ払つてしまふには私は

いささかちゅうちょを感じるなというのが私の正直な気持ちでござります。

○石田委員長 質疑時間が終了いたしました。

○階委員 ありがとうございました。またよろしくお願いします。

○石田委員長 午後一時から委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

午後零時十六分休憩